

EY インドネシア タックス インサイト

税務規則アップデート

目次

- 1 課税所得の決定
- 3 特定寄付金の税務控除
- 4 トレードサービスの VAT
- 5 サービスチーム
- 5 事務所



課税所得の決定

2010 年末に、政府は課税所得の決定及び所得税の決済の規則を提供する規則を発行しました。(政令 2010 年 94 号、又は GR 94/2010)。これらの規則は、2008 年改訂法人所得税法の実施令となりますので、読者がこれらの規則を理解することは大変重要です。

いくつかの規則は、以前の改訂所得税法の実施令であった政令 2000 年 138 号 (GR 138/2000)のものに似ていますが、今月号のタックスインサイトでは、政令 2000 年 138 号からの変更の要点を提供します。2000 年 138 号に比べますと、政令 2010 年 94 号は内容がより包括的です。

政令 2010 年 94 号に明記されているいくつかの規則は、過去に発行された様々な税規則またはルーリングに実際に明記されていたものであることに容易に気づきます。これらの規則を政令 2010 年 94 号に含むことは、これらの規則が政令という形で正式化されたこととなります。

この号のフィードバックについては、
Nathanael Albertにご連絡ください。
nathanael.albert@id.ey.com

株式プレミアム

株式プレミアム（株の額面価額に対する市場価値の超過額と定義）は、課税対象とはなりません。一方で、もし、株の額面価額より市場価値が低いときは、差額は控除になりません。規則が“市場価値”という単語を使用していることは、もし投資が市場価値以外の価格で行われているとしたら不確実となることを示唆していますので、興味深いこととなります。

寄付金所得が免税となる条件

所得税法は、当事者間にビジネス、仕事、所有/支配の関係がないことを条件に、受け取った一定の貢献/寄付または一定の奨学金に対する免税を提供しています。これに対し、政令 2010 年 94 号は、更に以下のように明記しています：

- ▶ 当事者間に通常取引があれば、ビジネス関係は存在する。
- ▶ 当事者間で行われた直接的または間接的な仕事、サービスまたは活動の提供があれば、仕事関係は存在する。
- ▶ 直接的または間接的株式投資、及び/又は所得税法の 18 条に明記されている共通支配から所有/支配関係は存在する。

外国為替差損益

一貫して適用されているインドネシアで一般的に認められている会計手続きに従いますと、外国為替率の変動からの差異は、収入又は費用と認識されます。すなわち、収入及び控除のタイミングは、会計処理に従います。

ファイナルタックス対象または免税の活動に直接的に関係する外国為替差損益は、税務目的では、収入または損とは認識されません。一方で、ファイナルタックス対象または免税の活動に間接的に関係する外国為替差は、課税対象及び/又は税控除可能です。外国為替差損については、税控除となるには、収入を獲得、回収そして維持するための活動と結びついていることを規則は求めています。

無利息ローン

有限会社が株主から受け取るローンは、もし以下の条件に該当すれば、無利息となりえます。：

- ▶ ローンは、他からではなく、株主自身の資金から供給されている；
- ▶ 株主発行株式資本は全額支払われている；
- ▶ 株主は赤字でない；及び
- ▶ 債務者が事業を営むのに財務的に困難な状態にある。

もし、上記のいずれかが満たされていなければ、ローンは普及している市場利息率の利息があるべきです。これらの規則は、株主によって提供されているローンにのみ適用されます。これは非株主の関連会社からのローンに対しては一般的な移転価格が適用されることを意味しています。

上記規則は、以前の国税総局長書簡にて実際に提供されていました。

非控除項目

政令 2000 年 138 号に明記されているように、(1) 非課税 (2) 本来ファイナル及び/又は (3) 見做しベースの課税対象である所得に関する費用は、非控除です。

雇用主負担の所得税は、雇用主にとって非控除となります。クロスボーダー支払いに関する税金費用（すなわち所得税 26 条）を、もしグロスアップ法で計算されていた場合、明確に控除可能としていた政令 2000 年 138 号とちがいで、政令 2010 年 94 号は、そのような例外を認めません。

源泉徴収回収のタイミング

所得税法の 21 条のもとの源泉税は、下記の出来事の 1 つが発生する（どちらか早い発生の方）月末までに徴収されなければなりません：

- ▶ 費用の支払い；
- ▶ 費用の支払い期限

所得税法の 22 条の税の徴収は支払い時、または財務省によって決めら

れた他のタイミングによって行われます。

所得税法 23 条（国内源泉税）及び 26 条（クロスボーダー源泉税）のもとの源泉税の徴収は、下記の出来事の 1 つが発生する（どちらか早い発生の方）月末までに行われなければなりません：

- ▶ 費用の支払い；
- ▶ 費用支払いのための資金の用意；または
- ▶ 費用の支払い期限

源泉徴収税は、該当年度の所得税に対し、前払い税金控除として請求できます。もし、上記の規則が所得が計上される年度と違う年度に源泉徴収税が控除されることになった場合は、源泉徴収税が発生した年度の前払い税金控除として請求することができます。

収益共有手配 (“*bagi hasil*”) のもとに支払われるロイヤルティーに対する源泉徴収税は、支払いを行う義務のある企業によって控除できます。収益共有手配 (“*bagi hasil*”) という単語の更なる説明はありません。これは、国税総局長によって更に規定されるでしょう。

所得税法 17 条にある一般税率は、政令によって定められていないファイナルタックス対象の所得に適用されます。政令によって定められているファイナルタックスの例は、建設業納税者に対する所得税です。

源泉徴収税対象の納税者は、もし下記の理由で未払い所得税がないことを示すことができれば、免除をもとめることができます：

- ▶ 税務上損失がある（欠損金）；
- ▶ 繰越欠損金がある；又は
- ▶ 支払済み所得税が未払いとなる見込み所得税を上回る。

ファイナルタックス対象の納税者は商品輸入に支払う所得税などの、控除できる税金の徴収及び・または源泉からの免除を請求できます。

租税条約の適用

租税条約の軽減を受けようとする外国企業は、居住証明書（COD）を使用して、居住の証明を提出しなければなりません。租税条約軽減の請求の手続きは、国税総局規則の下で提供されます。（注記）これらの手続きは、すでに発行されており、以前のタックスインサイトで要約しています。よって、政令の2010年94号は、国税総局規則 PER-61/PJ./2009 (PER-24/PJ/2010 にて改訂) 及び国税総局規則 PER-62/PJ./2009 (PER-25/PJ/2010 にて改訂)に明記されている租税条約乱用防止の国税総局規則を補強しています。

国税総局は情報の交換、相互協議手続き及び徴税の手伝いのために、租税条約国と合意を開始するかもしれません。

会計帳簿の要件

ファイナルタックス対象及び通常の税金の対象である所得を生む様々な事業活動を行っている納税者は、各事業活動のために別々に会計帳簿を維持することが必要とされています。

同じルールが下記の納税者にも適用されます。

- ▶ 税金対象及び税金対象でない所得を稼いでいる。
- ▶ 所得税法の31条Aのもとで提供されている特定の税務優遇処置を受ける資格がある事業活動及び優遇処置の対象でない事情活動をおこなっている。

“共同費用”は各事業タイプに振り分けられなければなりません。もし、分類ができなければ、割合で費用は振り分けられます。規則の解説は、

重要な振り分けは、各事業タイプの総所得であるという例を提供しています。

新規投資に対するの法人所得税の免除又は軽減

所得税法の31A条のもとでの税務優遇措置の資格がない“パイオニア”と看做される産業に新しく投資をする納税者は、法人所得税の免除又は軽減を認められることができます。“パイオニア”産業という単語は、広範囲の相互関係を持ち、高い付加価値及び外部性を持ち、新しい技術を導入する、そして国全体経済へ戦略的価値をもつ産業であると定義されています。財務省(MOF)は、この税務優遇措置の実施規則を発行します。

特定寄付金の税控除

特定寄付金の税控除を請求する規則を提供する政令2010年93号は、2010年12月30日に発行されました。

規則に含まれている寄付金のタイプは5つあります。すなわち；

- ▶ 自然災害のための寄付金；
- ▶ 研究開発のための寄付金；
- ▶ 教育のための寄付金；
- ▶ スポーツ振興の寄付金；及び
- ▶ 社会インフラ開発の費用

寄付金の税控除を請求する一般的な要件は以下の通りです：

- ▶ 寄付金が発生する前の年が純課税所得のある該当納税者；
- ▶ 寄付金の付与が付与する年に損失を与えない；

- ▶ 寄付金となされた正当な証拠が存在する；及び
- ▶ 寄付金を受領した企業は、所得税法のもとで税金対象でない資格がある企業を除いて、納税者番号がある。

1 税務年度に控除の請求できる寄付金/開発費用の額は、制限があり、前年度の純課税所得の5%を超えることはできません。すなわち前年度に税務欠損金がある場合は、おそらく寄付金に対する控除は請求できません。

ドナーの関係者に支払われた寄付金/開発費用は、税控除そして請求できません。

物品の形での寄付金の価値は、以下から決定されます：

- ▶ もし物品が減価償却されていなければ、購入費用；
- ▶ もし物品が減価償却されていれば、税務上の減価償却済額；
- ▶ もし物品が自己製造からのものであれば、売上原価

社会インフラの開発費用は、建設のために発生した実際の費用から決定されます。

寄付金を受領する企業は、寄付金の受領及び支出を明記して国税総局に申告しなければなりません。寄付金のタイプによって、報告書の期間は変わります。これは財務省によって、更に規則化されます。

トレードサービスに対する VAT

2010年12月22日に、国税総局はトレードサービスに対するVATに関する回状(SE-145/PJ/2010)を発行しました。この回状は、トレードサービスに対するVATに関する国税総局の立場を、税務署へ内部ガイドラインを提供することを意図しています。トレードサービスとは、売り手と買い手の間の仲介役としての役割をするサービスの提供を参照しています。

回状は、サービスに対してVATが支払われるべき状況のリストを提供しています。リストから、以下の結論に達することができます：

- ▶ サービスの受領者、貿易商品の売り手または貿易商品の買い手がインドネシアにいる、またはインドネシア外にいるに関わらず、インドネシアでサービスが提供されているならば(サービス提供者がインドネシアにいる)、VATが適用される。
- ▶ インドネシアでサービスの恩恵が消費されたならば(すなわち、サービスの受領者、貿易商品の売り手または買い手がインドネシアにいる)、たとえサービス提供者がインドネシア外にいても、VATはまた適用されます。

- ▶ インドネシア外でサービスが提供され、消費されたならば、(すなわちサービス提供者及びサービスの受領者、貿易商品の売り手及び買い手がインドネシア外にいる) VATは適用されません。

回状はあたらしい回状に反する過去に国税総局によって発行されたいかなるレター又は回状も無効にします。しかし、回状の発行前の取引に、この判断が遡及効果をもつかどうかについては触れていません。

プロフェッショナルチーム



Ben Koesmoeljana
Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com



Rachmanto Surahmat
Tel: +62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com



Santoso Goentoro
Tel: +62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com



Yudie Paimanta
Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com



Dodi Suryadarma
Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com



Peter Ng
Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com



Iman Santoso
Tel: +62 21 5289 5250
iman.santoso@id.ey.com



Lam Prasetya Halim
Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com



Carlo Navarro
Tel: +62 21 5289 5029
carlo.navarro@id.ey.com



Henry Tambingon
Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com



Elly Djoenaidi
Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com



Kartina Indriyani
Tel: +62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com



Sachiko Hamada (濱田幸子)
Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com



Bambang Suprijanto
Tel: +62 31 532 5577(Surabaya)
Tel: +62 21 5289 5060(Jakarta)
bambang.suprijanto@id.ey.com



Nathanael Albert W
Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所
Jakarta Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所
Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 141,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit

www.ey.com/id.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2011 Ernst & Young Indonesia
All Rights Reserved.